

(株)宜野湾自動車学校

同意書

1. **未成年は、事前に親権者の同意を得て入校する事。**
※中学生に関して、3月末までは中学校在籍となるため入校はできません。
2. 在校中は「校則」を守り、適切に行動する事。
3. 教習中にふざけた態度により、教習の進行を妨害した場合は、退校処分になります。
4. 入校後、自己の都合（病気など）で「教習期限」内に教習や検定を修了することが困難な場合は、退校になります。
5. A T車での教習開始後はMT車への変更はできません。
※小型二輪から普通二輪も同様です。
6. 教習原簿は、重要書類ですので勝手に改ざんした場合は、即退校処分になります。
7. 運転免許取得に関して、「過去の違反歴 ・ 病気の症状等」の申告票等に嘘の申告又は「入校後に交通違反」・「在校中に無免許等で検挙された」を黙っている場合に問題等が発生した場合は、退校処分の対象となり、教習料金の払い戻しはありません。
(未受講分のみ教習料金払い戻します)
8. 入校後、途中解約（転校）される場合は、未受講分の教習料金のみ払い戻しになります。
解約金の保管期間は教習期限切れてから5年とします。(5年を過ぎると払い戻しできません)。
解約手続きは、入校者（ご本人様）となります。代理の方が解約することはできません。
払い戻し料金確認のため、数時間かかります。事前にご連絡をお願い致します。
9. 入校手続き後、3ヶ月以内に教習開始できない場合は、退校処理を行います。
10. 教習開始していない場合でも、事務手数料（教習原簿作成など）の解約料金8,800円発生致します。
※適性検査を受けていない方は5,500円発生致します。
11. 氏名 ・ 住所等の変更があれば速やかに申し出ること。
12. 技能教習料金が未納の方は、技能教習はできません。
13. 技能教習が延長となった場合、追加料金が発生します。
検定で不合格になった場合、補修料金と再検定料が発生します。
(車種によって、追加料金・補修料金・再検定料は異なります。)
14. 技能教習のキャンセル待ちに関しては、スマホのみで申し込むシステムです。
(タッチパネル・PC・ガラケー・窓口では受付できません。)

上記について理解し同意いたします。

令和 年 月 日

教習生氏名

私（教習生本人）は、親権者に電話等による個人情報（教習の進捗状況等）の提供に同意します。

令和 年 月 日

教習生氏名